臨時的非常勤職員の登録をご検討の皆さまへ

平成 31 年４月に採用をする臨時的非常勤職員を募集します。採用までの流れ、臨時的非常勤職員の制度内容については、下記のとおりですので、内容をご確認いただいた上で、ご登録をお願いします。

【採用までの流れ】

登録申込書を提出いただいた方を臨時的非常勤職員の採用候補者として登録します。また、ご記入いただいた勤務時間等の条件を確認し、条件が合う方に対し、所属より面接等のご連絡をすることとなります。条件等が合わない場合がありますので、登録いただいた全ての方へ必ずしもご連絡が行かない場合がありますので、ご承知おきください。

１　「臨時的非常勤職員登録申込書（31 年度）」の提出
　４月１日採用者の提出期限：平成 31 年２月６日（水）

２　採用に向けた面接等の実施
　平成 31 年２月 13 日頃から随時

【　臨時的非常勤職員の制度内容】

１　職員としての立場

一般職の非常勤職員（地方公務員）であり、「みよし市一般職の非常勤職員に関する取扱い要綱」に基づき任用しています。非常勤であっても、地方公務員としての制約を受けます。

職務に専念する義務（法 35 条）・信用失墜行為の禁止（法 33 条）秘密を守る義務（法 34 条）・政治的行為の制限（法 36 条）など

２　勤務時間について

週 35 時間・１日７時間 45 分を上限とし、所属長が勤務を割振ります。年度の初めに割振った勤務時間で勤務ができない場合は、年次有給休暇・特別休暇等で休暇を取得してください。それ以外で勤務が不能となった場合は、勤務内容等の変更をする必要があります。

注）あらかじめ割り振られた勤務時間によって、年次有給休暇の日数・社会保険、雇用保険の加入有無を判断しているため、適正な勤務を行ってください。なお、割り振られた勤務時間に勤務しない場合、担当職員及び所属長等が処分されることとなりますので、ご注意ください。

３　休暇制度について

みよし市一般職の非常勤職員の取扱い要綱により、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇が定められています。主な休暇は別紙をご覧ください。

４　平成 32 年度から制度が変わることについて

平成 32 年４月より、**「会計年度任用職員制度」**へ移行することに伴い、**臨時的非常勤職員としての任用は、平成 31 年度が最後となり、平成 32 年度への更新は行いませんので、ご注意ください。**平成 32 年度の採用については、改めて公募により選考する予定ですが、現時点では、職の有無や勤務時間等については、決定しておりませんので、今後、決定次第ご連絡します。

よくある質問

Q　子どもが熱を出してしまったのですが、仕事を休める制度はありますか？

A　小学生就学前の子を対象とした、子の看護休暇を取得することができます。小学生就学後の子どもの発熱等で出勤が難しい場合は、年次有給休暇をご活用下さい。勤務内容について心配がある場合は、任用所属にあらかじめご相談ください。

Q　体調を崩してしまい、勤務することが難しい場合、どうすればいいですか？

A　診断書を提出いただければ、病気休暇を取得することができます（最大 10 日）。病気休暇・年次有給休暇以外で勤務ができない場合は、勤務内容を変更する必要があると考えられるため、所属長へご相談ください。

Q　年次有給休暇はどのような場合付与されますか？ また、どのように取得できますか？

A　任用の初日に、任期が６月以上ある場合に付与されます。取得については、１日又は１時間単位で取得することができます。時間で取得する場合は、合計した時間が、１日の平均時間となった時、１日分取得したこととなります。

Q　健康診断を受診することはできますか？

A　週 20 時間以上の勤務の方で、１年以上の任期が見込まれる場合は、健康診断を受診していただく必要があります（自己負担なし・オプションは除く）。

Q　配偶者の扶養の範囲内で働きたいのですが、どこまで働けますか？

A　税法上の扶養、社会保険上の扶養、会社支給の扶養手当等がありますので、範囲が個人で異なるため、原則ご自身でご確認いただく必要があります。

① 税法上の扶養

１月１日から 12 月 31 日までの配偶者の所得・ご自身の所得により計算されます。

② 社会保険上の扶養

勤務時間・収入によって、みよし市役所で社会保険に加入する必要がある場合が有ります。みよし市役所で社会保険に加入しない場合であっても、配偶者の会社が定める条件により、扶養に入るか否かが決定されるため、配偶者の会社へご確認ください。

【参考】社会保険加入要件の主なもの

・要件１

① 週の所定労働時間が 29 時間５分以上

② ２ヶ月以上の勤務

・要件２

① 週の所定労働時間が 20 時間以上

② 月額が 88000 円以上

③ １年以上の勤務が見込まれること

社会保険の加入要件

③ 扶養手当等について

配偶者の会社等の制度であるため、配偶者の会社へご確認ください。

Q　採用となった場合、次の年も更新することはできますか？

A　平成 32 年度より、非常勤職員の制度が変わるため、更新することができません。次の年の非常勤職員の採用については、新制度に定められた選考を行うこととなりますので、ご承知おきください。

その他に職務の内容・勤務条件などについてご質問がある場合、右記連絡先までお問い合わせください。

みよし市役所総務部人事課　担当（農崎）
☎０５６１（３２）８３５１